

平成24年3月19日

内閣総理大臣
財務大臣様
厚生労働大臣

下諏訪町議会議長 濱 章 吉

障害者総合福祉法（仮称）の早期制定等を求める意見書

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な条約である障害者の権利に関する条約が平成18年12月に国際連合総会において採択され、平成20年5月に発効していますが、我が国では国内法が未整備のため、いまだ批准するに至っていません。

こうした中、政府は、同条約の締結に向けた国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、障害当事者を中心とする障がい者制度改革推進会議や同会議の下に総合福祉部会を設置し検討を始めました。同部会では、障害者の権利に関する条約及び平成22年1月に国と障害者自立支援法違憲訴訟原告団等で取り交わされた基本合意文書を指針として、平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられたところです。

一人ひとりの存在が心から大切にされ、誰もが排除されることなく社会で共生するためには、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする持続可能な制度を早急に構築する必要があります。

よって、国においては、障害の有無にかかわらず国民が分け隔てられることのない共生社会の実現に向け、次の事項について実施するよう強く要請します。

- 1 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限に尊重した障害者総合福祉法（仮称）を早期に制定すること。
- 2 本骨格提言が反映された障害者総合福祉法（仮称）が実効性のあるものとなるよう十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。